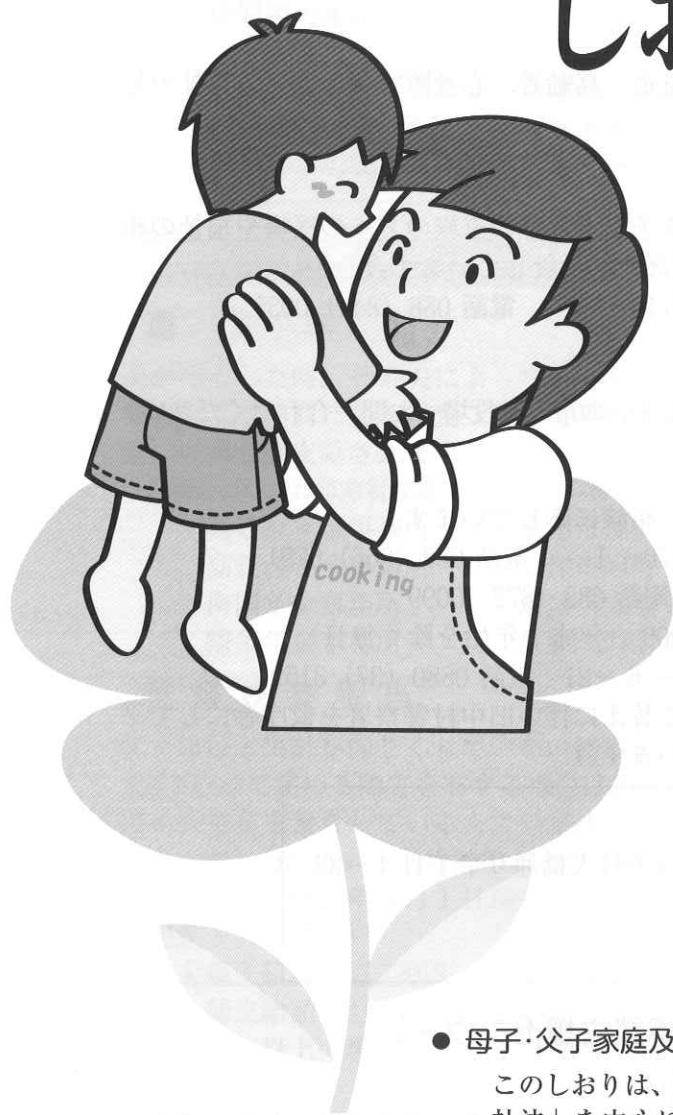


—— 平成22年度 ——

母子・父子・寡婦福祉の しおり



● 母子・父子家庭及び寡婦の皆さんへ ●

このしおりは、「母子及び寡婦福祉法」を中心に高知県の制度などを紹介したものです。お手元に置かれ、ご活用いただければ幸いです。

高知県地域福祉部児童家庭課

〒780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号

電話 (088) 823-9654

FAX (088) 823-9658

相 談

母子・父子家庭及び寡婦の皆さんの相談機関として次のようなものがあります。お気軽に何でもご相談ください。

母子自立支援員

母子家庭や寡婦の方々のいろいろな悩み事や問題の相談に応じるため、県児童家庭課に母子自立支援員を配置しております。ご遠慮なくご相談ください。

民生・児童委員

社会福祉施策全般にわたって、地域に密着した相談に応じています。

(あなたの居住地を担当している民生・児童委員がわからないときは、市福祉事務所または町村役場へお問い合わせください。)

県福祉保健所・市福祉事務所

母子家庭や寡婦の方、生活に困っている方、児童、高齢者、心身障害者の方々の福祉の総合窓口です。

療育福祉センター

心身の発達に障害があったり、その心配がある子どもとその家族の方々の医療や福祉の相談に応じています。(中央児童相談所の障害児部門も併設しています。)

療育福祉センター 高知市若草町10-5 電話 088 (844) 0035

市町村児童家庭相談窓口

子どもと家庭に関する相談に応じています。お住まいの市町村役場へお問い合わせください。

児童相談所

児童に関するあらゆる問題について、専門的に相談に応じています。

○中央児童相談所 高知市大津甲770-1 電話 088 (866) 6791

子どもと家庭の110番 相談専用電話 088 (872) 0099

9:00~19:00 (年末・年始を除く毎日)

○幡多児童相談所 四万十市渡川1-6-21 電話 0880 (37) 3159

(平成22年5月10日より、庁舎建て替えに伴い旧中村警察署を仮庁舎にして平成23年3月31日まで業務を行っています。)

仮庁舎の住所等

住 所：〒787-0033 四万十市中村大橋通り7丁目4-22

電 話：0880 (34) 3550 (代表)

F A X：0880 (34) 3566

女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)

高知市百石町2-34-8 電話 088 (833) 0783

女性のいろいろな悩みごとや配偶者からの暴力で困っている方々の相談に応じています。

休日・夜間も電話相談を行っています。

相談時間 来所相談 月曜日から金曜日 9:00~17:15 (予約制)

電話相談 平日 9:00~22:00 土・日・祝日 9:00~20:00

(12/29~1/3は休みます。)

法律相談 毎月第2水曜日午後2時から4時まで、女性弁護士による相談をお受けしています。(ご希望の方は事前に電話でご予約ください。)

出張相談 随時 (予約制)

必要に応じて、お近くの市町村や市町村社会福祉協議会等に出向いて相談をお受けします。

ご希望がある場合は事前に女性相談支援センターに電話でご相談ください。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」

女性をとりまく様々な問題や悩みごとについて相談に応じています（水曜・祝日・年末、年始を除く9:00～17:00）。さらに、第1木曜日（14:00～16:00）には「こころの相談」（予約制）、第3木曜日（11:00～13:00）には「健康相談」（電話：予約制）、第2・4木曜日（14:00～16:00）には「法律相談」（予約制）を行っています。また、「男性のための悩み相談」（予約制）も毎月第1・第3火曜日（18:00～20:00）に行っています。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」 高知市旭町3-115 電話 088 (873) 9100

母子家庭等就業・自立支援センター 無料職業紹介所

母子家庭のお母さん方の就業のための相談や求人情報の収集と提供、就業のための各種資格や技能を取得する支援制度等についてのアドバイス、また、母子家庭や父子家庭の方々の法律問題等の専門相談を無料で実施しています。お気軽にご相談ください！

法律問題の相談 5・7・9・11・3月は第1・3水曜日、その他の月は第3水曜日
電話等による予約制です。

一般の就業相談 月曜日～金曜日 8:30～17:15 予約制なし。

また、初心者の方を対象としたワードとエクセル講座を行っています。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」2F 高知市旭町3丁目115番地
電話 088 (875) 2500

年金・手当

遺族年金

夫が死亡した時、その夫によって生計を支えられていた妻や18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある児童（障害等級の一級又は二級の障害を有する場合は20歳未満の児童）に年金が支給されます。

（詳細については市町村役場または年金事務所へお問い合わせください。）

高知東年金事務所	高知市棧橋通4-13-3	電話088 (831) 4430
高知西年金事務所	高知市旭町3-70-1	電話088 (875) 1717
南国年金事務所	南国市大堀甲1214-6	電話088 (864) 1111
幡多年金事務所	四万十市中村東町2-4-10	電話0880 (34) 1616

児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める障害を有する場合は20歳）を監護している父又は母、または父母にかわってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。ただし、受給者及び扶養義務を有する方について所得制限があり、前年度の所得額に応じて支給額が変わってきます。

手当月額（平成22年4月1日現在）

（児童1人の場合）

全額支給額 41,720円

一部支給額 41,710円～9,850円

（児童2人以上の場合）

2人（児童1人の場合の全額支給額又は一部支給額に）5,000円を加算する。

3人以上（児童2人の額に）3人以上1人について3,000円を加算する。

（詳細については市町村役場へお問い合わせください。）

子ども手当

中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方に支給されます。手当月額は、子ども一人につき月額13,000円です。（詳細については市町村役場へお問い合わせください。）

医療費

ひとり親家庭医療費助成

所得税非課税世帯の母子家庭の母、父子家庭の父及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の医療費の自己負担分を助成しています。

（詳細については市町村役場へお問い合わせください。）

日本学生支援機構奨学金

経済的理由で高等専門学校、短期大学、大学（学部）、大学院、専修学校（専門課程）に修学することが困難な優れた学生・生徒に学資の貸与を行っています。

高等学校及び専修学校（高等課程）の生徒を対象とした奨学金については、平成16年度入学者まで機構が貸与、平成17年度以降の入学者については各都道府県に移管されました。

（日本育英会は平成16年3月末で廃止され、その業務は独立行政法人日本学生支援機構に承継されています。）

原則、母子・寡婦福祉資金との併用はできません。

（詳細は在学する学校又は大学へお問い合わせください。）

高知県高等学校等奨学金

高等学校（特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する生徒で、保護者が県内に居住する方のうち、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の貸与を行っています。

ただし、母子・寡婦福祉資金との併用はできません。

（詳細は県教育委員会高等学校課（088(821)4893）へお問い合わせください。）

高知県災害遺児修学支援事業

交通事故またはその他の災害により両親または父母のいずれかを失い遺児となった高校生に対し、高知県社会福祉協議会から奨学金を贈り、勉学の手助けをします。

- 支給額 月額 10,000円（平成22年4月現在）
- 支給期間 高校在学中（留年した場合は支給できません）

（詳細は各市町村の社会福祉協議会又は高知県社会福祉協議会（088(844)4600）へお問い合わせください。）

授業料の減免

高等学校に在学し、経済的理由により授業料の支払いが困難な場合には授業料を減免する制度があります。

（詳細は在学する高等学校へお問い合わせください。）

就業援助

職業相談・職業紹介

公共職業安定所では、就業についてのきめ細かな相談・指導を行い、適性や希望にあった職業紹介に努めています。

また、本人の同意を得たうえで、特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金などの事業所助成を活用し雇用機会の拡大を図ります。

(平成21年9月に、ハローワーク高知2Fにマザーズサロンを移転し、子育てをしながら就職を希望している方に対して就職支援を行っています。お子さま連れでも来所しやすい環境を整備しております。)

公共職業訓練

資格・技能などを身につけて働きたい方のための制度です。

一定の要件を満たす方には訓練期間中に手当が支給される場合があります。

(詳細については最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。)

母子家庭自立支援事業費補助金

自立支援教育訓練給付金事業

資格や技能を取得するため、認められた一定の講座等を受講される際、支払った受講料などの経費の一部を助成する制度です。

受講料の20%相当額(上限10万円、4千円以下は対象外)を支給します。

高等職業訓練促進給付金等事業

定められた一定の資格を取得するため、養成機関において2年間以上のカリキュラムを受講される際、受講期間中の生活費や入学一時金を支給する制度です。

生活費の補助…修業期間の全期間について、市町村民税非課税世帯は月額141,000円、市町村民税課税世帯は月額70,500円を支給します。

(平成20年3月31日以前に受講を開始された方は、一律月額141,000円。)

入学費の補助…平成20年4月1日以降に受講を開始された方に対し、市町村民税非課税世帯は50,000円、市町村民税課税世帯は25,000円を、修了後に支給します。

(詳細については県福祉保健所・市福祉事務所へお問い合わせください。)

母子生活支援施設・公営住宅

母子生活支援施設

母子家庭で生活や児童の養育などでお困りの方のために、母と子が一諸に入れる施設です。

(詳細については県福祉保健所・市福祉事務所へお問い合わせください。)

公営住宅への入居

母子家庭の方の公営住宅入居申込みに際し、当せん率が有利な取扱いを受ける場合があります。

(詳細は、県営住宅については高知県住宅供給公社(088(883)0344)に、また、市町村営住宅については各市町村役場にお問い合わせください。)

母子寡婦福祉団体(財)高知県青蘭会連盟

母子家庭や寡婦の福祉を増進させるため、環境を同じくする母子家庭の母や寡婦が、互いに語り励ましあい、幸せな生活を築くため組織した、母子寡婦福祉団体、高知県青蘭会連盟です。1人でも多く会に加入し、ここを起点として県下の母子寡婦福祉の向上を目指しましょう。

(財)高知県青蘭会連盟 高知市栄田町3-6-29 高知県母子寡婦福祉会館

電話 088(872)5873

e-mail: kochi-boshi@helen.ocn.ne.jp

福祉保健所・福祉事務所

	名 称	〒	所 在 地	電 話 番 号
県	安芸福祉保健所	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36	0887 (34) 3175
	中央東福祉保健所	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1	0887 (53) 3171
	中央西福祉保健所	789-1201	高岡郡佐川町甲1243-4	0889 (22) 1240
	須崎福祉保健所	785-0005	須崎市東古市町6-26	0889 (42) 1875
	幡多福祉保健所	787-0028	四万十市中村山手通19	0880 (35) 5979
市	高知市子育て支援課	780-8571	高知市本町5-1-45	088 (823) 9447
	室戸市福祉事務所	781-7185	室戸市浮津25-1	0887 (22) 5137
	安芸市健康福祉事務所	784-8501	安芸市矢ノ丸1-4-40	0887 (35) 1009
	南国市福祉事務所	783-8501	南国市大堀甲2301	088 (880) 6566
	土佐市福祉事務所	781-1192	土佐市高岡町甲2017-1	088 (852) 7653
	須崎市福祉事務所	785-8601	須崎市山手町1-7	0889 (42) 3691
	四万十市福祉事務所	787-8501	四万十市中村大橋通4-10	0880 (34) 1120
	宿毛市福祉事務所	788-8686	宿毛市桜町2-1	0880 (63) 1114
	土佐清水市福祉事務所	787-0392	土佐清水市天神町11-2	0880 (82) 1111
	香南市福祉事務所	781-5292	香南市野市町西野2706	0887 (57) 8509
	香美市福祉事務所	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	0887 (53) 3117

母子生活支援施設

名 称	経 営 主 体	〒	所 在 地	電 話 番 号
ちぐさ	(福)高知県福祉事業財団	780-8015	高知市百石町2-18-25	088 (834) 2005
安芸和光寮	(財)安芸二葉慈愛協会	784-0003	安芸市久世町8-9	0887 (35) 2667

公共職業安定所

名 称	〒	所 在 地	電 話 番 号
高知公共職業安定所	781-8560	高知市大津乙2536-6	088 (878) 5320
ハローワークジョブセンターはりまや	780-0822	高知市はりまや町1-5-1 デンテッターミナルビル4F	088 (884) 8105
高知公共職業安定所香美出張所	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10	0887 (53) 4171
須崎公共職業安定所	785-0012	須崎市西糺町4-3	0889 (42) 2566
四万十公共職業安定所	787-0012	四万十市右山五月町3-12	0880 (34) 1155
安芸公共職業安定所	784-0001	安芸市矢ノ丸4-4-4	0887 (34) 2111
いの公共職業安定所	781-2120	吾川郡いの町枝川1943-1	088 (893) 1225

母子家庭等の皆様へ

就職に関するご相談

お受けいたしております。お気軽にご利用ください。

★ 母子家庭のお母さんのために行っていること

- ・ 就職のための相談やアドバイス、求人情報の収集と提供
- ・ 就業のための各種資格や技能を修得する制度についての説明
- ・ 託児所や保育所等に関する情報の提供

- 相談日時：月曜日～金曜日 8：30～17：15
予約なし（電話でのご相談も受け付けています）
土・日・祝日はお休みをいただいております

★ 母子家庭や父子家庭・一般の方のために行っていること

- ・ 司法書士による慰謝料、養育費、親権等の法律相談

- 相談日時：5・7・9・11・3月／第1・3水曜日 } 9：00～16：00
その他の月／第3水曜日 }
完全予約制でご相談時間はお一人様約1時間です

相談はすべて
無料です



当センターは、平成17年4月1日から厚生労働省より
認可を受け、無料職業紹介事業を行っています

母子家庭等就業・自立支援センター 無料職業紹介所



〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地
こうち男女共同参画センター（ソール2F）
TEL：088-875-2500・2503
FAX：088-875-2506
E-mail：sis0423@iris.ocn.ne.jp